

令和8年7月30日

照会者名 行政書士法人名南経営 社員行政書士 大野 裕次郎 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

令和7年10月22日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

A社は、照会書に掲げられた「他県事業所」における業務の実施に際し、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する国土交通大臣の許可を要しないと考えられる。

2 見解及び根拠

建設業法第3条第1項及び建設業法施行令第1条は、「営業所」を「本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所」と定義している。

本照会書に記載されているA社が「他県事業所」において交付する概算資料は依頼者が指定した作業の単価・数量を機械的に所定の書式へ転記・入力するのみで作成されるものであり、当該概算資料の交付行為後、依頼者が契約の締結を希望した場合に、届出営業所において契約の締結のために必要な見積書を作成し、当該届出営業所から依頼者へ交付する手順が予定されていることから、同令に規定する「請負契約を締結する」行為に該当しないと解される。

その場合、「他県事務所」は建設業法第3条第1項に規定する「営業所」には該当しないことから、A社は「他県事業所」における業務の実施に関し、同項の規定による国土交通大臣の許可を受ける必要はない。

ただし、「他県事業所」が、本照会書記載のとおりを行うのみであり、請負契約の締結に係る実体的な行為を行わないという前提の回答であることに留意されたい。